

中国食品安全法および 実施条例の最新実施状況

中国国家質量監督檢驗檢疫總局
進出口食品安全局

林 偉 副局長／博士

▶▶▶▶ Import & Export Food Safety Bureau, AQSIQ



中华人民共和国质量监督检验检疫总局
The General Administration for Quality Supervision, Inspection
and Quarantine of The People's Republic of China



立法背景と過程

食品安全法の主な内容

輸出入食品の安全監督管理

食品安全法と日中の食品貿易



立法背景

『史記 ● 酈生陸賈列伝』:

「王者以民人為天、而民人以食為天。*」

*王者にとって人民が最も重要であり、人民にとって食が最も重要である。

1. 立法背景と過程



立法背景

夫れ国は民を以て本と為し、民は食を以て天と為す。食足らざれば何れを以て民を養わん。

孫文『上李鴻章書』

1. 立法背景と過程



立法背景

国以民為本，民以食為天，食以安為先。*

*国にとって人民が中心であり、人民にとって食が最も重要であり、食にとって安全が最優先される。



立法背景

- 食品の安全と公衆の健康を保障する必要がある
- 中国食品安全法律制度を整備する必要がある
- 食品の安全基準管理を強化する必要がある
- 食品産業と貿易の発展を促進する必要がある
- 食品の安全の立法化は時代の流れ

1. 立法背景と過程



立法背景

起草過程

- 2004年7月、国務院が食品安全法を制定することを決定。
- 2004年8月、国務院が起草指導チーム、専門家チーム、作業チームを設立。

1. 立法背景と過程



立法背景

起草過程

- 2007年10月、国務院常務會議で食品安全法草案が採択され、全国人民代表大会常務委員会に提出。

1. 立法背景と過程



立法背景

起草過程

- 2009年2月28日、全国人民代表大会で食品安全法を採択。
- 2009年6月1日、食品安全法を施行。

1. 立法背景と過程



立法背景

起草過程

- 2009年7月8日、国務院常務會議で『食品安全法実施条例』を採択。
- 2009年7月20日、『食品安全法実施条例』を施行。

1. 立法背景と過程



立法背景

起草過程

5年が経過

7度の修正

4回の審査

2期の全国人民代表大会常務委員会を経て公布施行。

主な内容



立法背景と過程

食品安全法の主な内容



適用範囲

『食品安全法』は10章、
104条から成る。

『食品安全法实施条例』は
10章、64条から成る。



適用範囲

- 食品、食品添加物、食品関連製品の生産、加工、流通。
- 食品生産経営者が使用する食品添加物と食品関連製品。
- 食品、食品添加物、食品関連製品の安全管理。
- 飲食サービス。



適用範囲

■適用製品

食品 各種の食品または飲料品と原材料、従来から食品でも薬品でもある製品を指す。

但し、治療を目的とする製品を除く。



適用範囲

■適用製品

食品添加物 食品の品質と色、香り、味を改善するため、また、防腐、鮮度保持、加工技術を目的として、食品に加える人工的に合成した天然物質を指す。



適用範囲

■適用製品

食品関連製品 食品の包装材料、容器、洗剤、消毒剤、食品生産経営に用いる道具、設備。



適用範囲

■ 適用製品

■ 適用行為

食品生産経営に関連する全過程を指す。

- 食品原料生産
- 食品生産加工
- 食品流通
- 食品飲食サービス
- 食品輸出入



適用範囲

- 適用製品
- 適用行為
- 適用行為の主体

食品関連行為の主体を次のように規定する。企業、政府、消費者、輸出入業者、学会と協会、検査機関、メディア（広告、およびその事業者など）。

2. 食品安全法の主な内容



適用範囲

管理体制

2. 食品安全法の主な内容



■ 最重要責任を担う
食品の製造・販売者は食品
安全の最重要責任者である。
法律、法規および基準
に則り、製造・販売活動に
携わり、社会および国民に
対して責任を負うほか、食
品の安全性を保証しなければ
ならない。

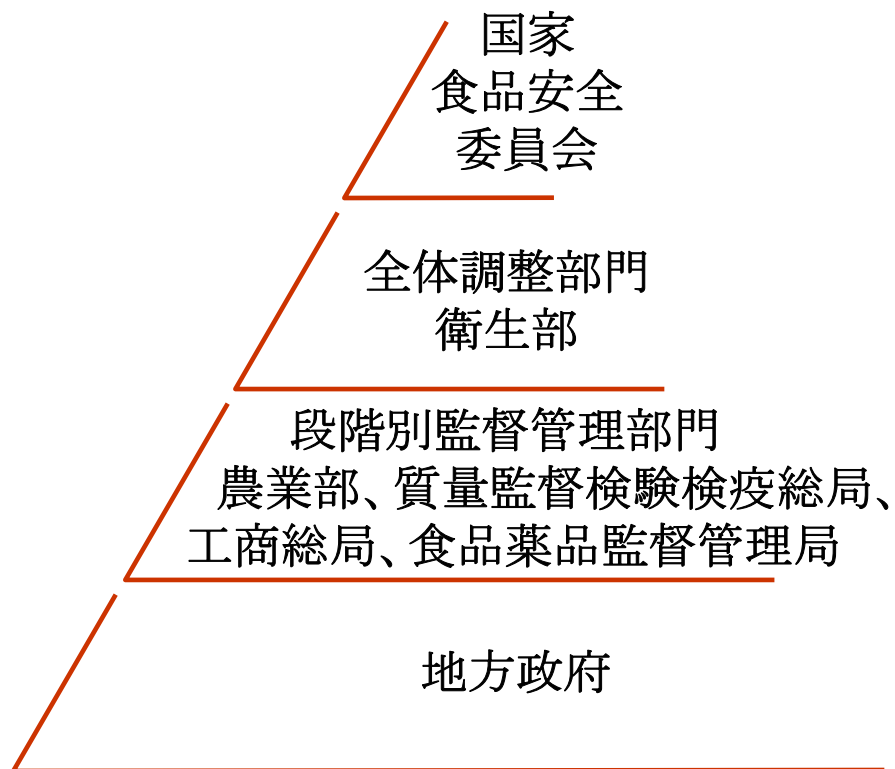


■ 監督管理責任を担う
「調和と秩序のある段階別監督
管理」を主な特徴した、現在の
中国の食品安全段階別監督
管理体制を構築する。

2. 食品安全法の主な内容



中国の食品安全段階別監督管理体制



2. 食品安全法の主な内容



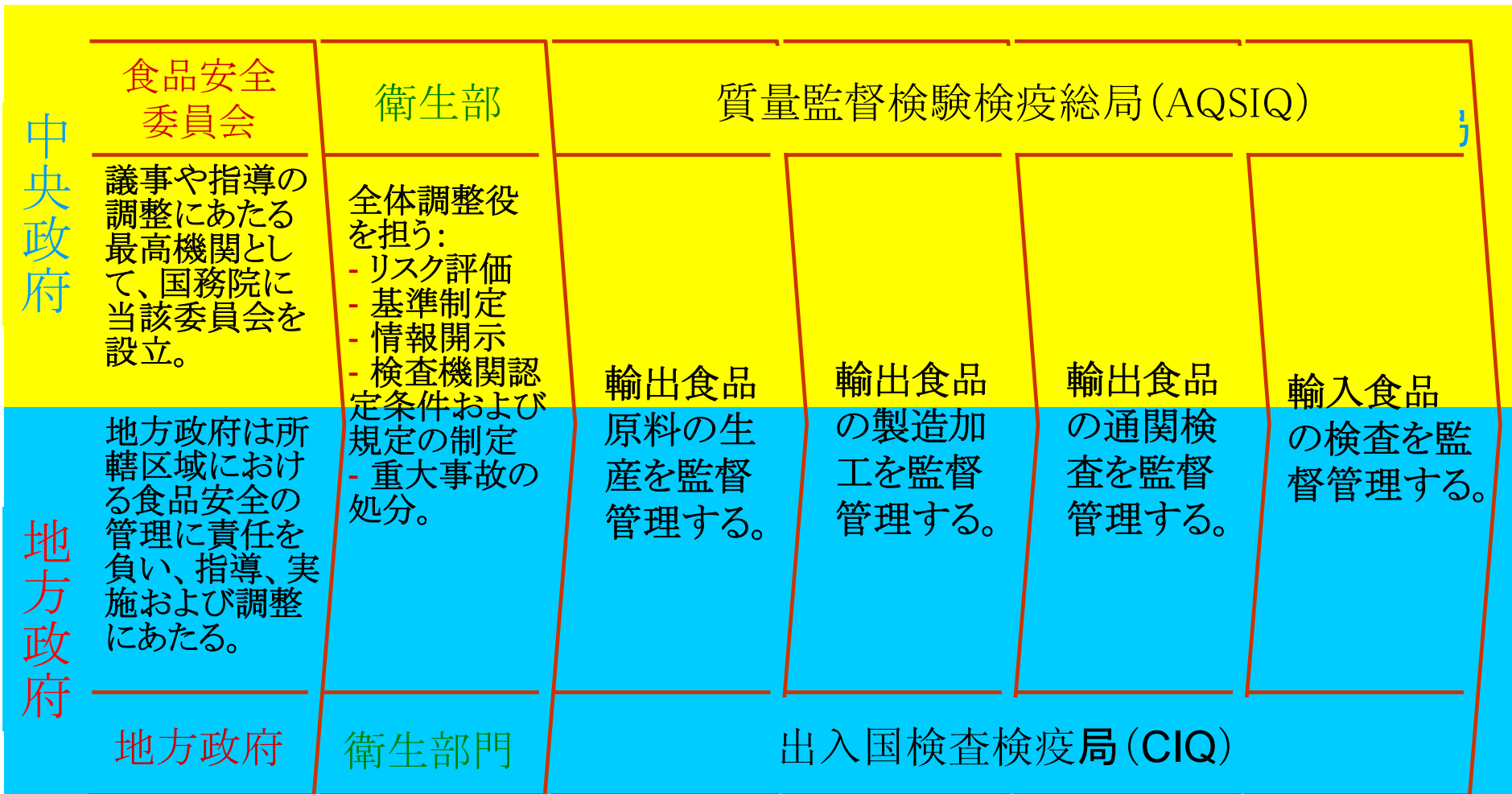
中国の食品安全段階別監督管理体制(国内の食品)

中央政府	<p>食品安全委員会</p> <p>議事や指導の調整にあたる最高機関として、国務院に当該委員会を設立。</p>	<p>衛生部</p> <p>全体調整役を担う: - リスク評価 - 基準制定 - 情報開示 - 検査機関認定条件および規定の制定 - 重大事故の処分。</p>	<p>農業部</p> <p>一次農産物(食品原料)の生産を監督管理する。</p>	<p>質量監督検査検疫総局</p> <p>食品の製造加工を監督管理する。</p>	<p>工商総局</p> <p>食品流通分野を監督管理する。</p>	<p>食品薬品监督管理局</p> <p>飲食サービスを監督管理する。</p>
	地方政府	<p>地方政府は所轄区域における食品安全の管理に責任を負い、指導、実施および調整にあたる。</p>	<p>衛生部門</p>	<p>農業部門</p>	<p>品質検査部門</p>	<p>工商部門</p>

2. 食品安全法の主な内容



中国の食品安全段階別監督管理体制(輸出入食品)



2. 食品安全法の主な内容



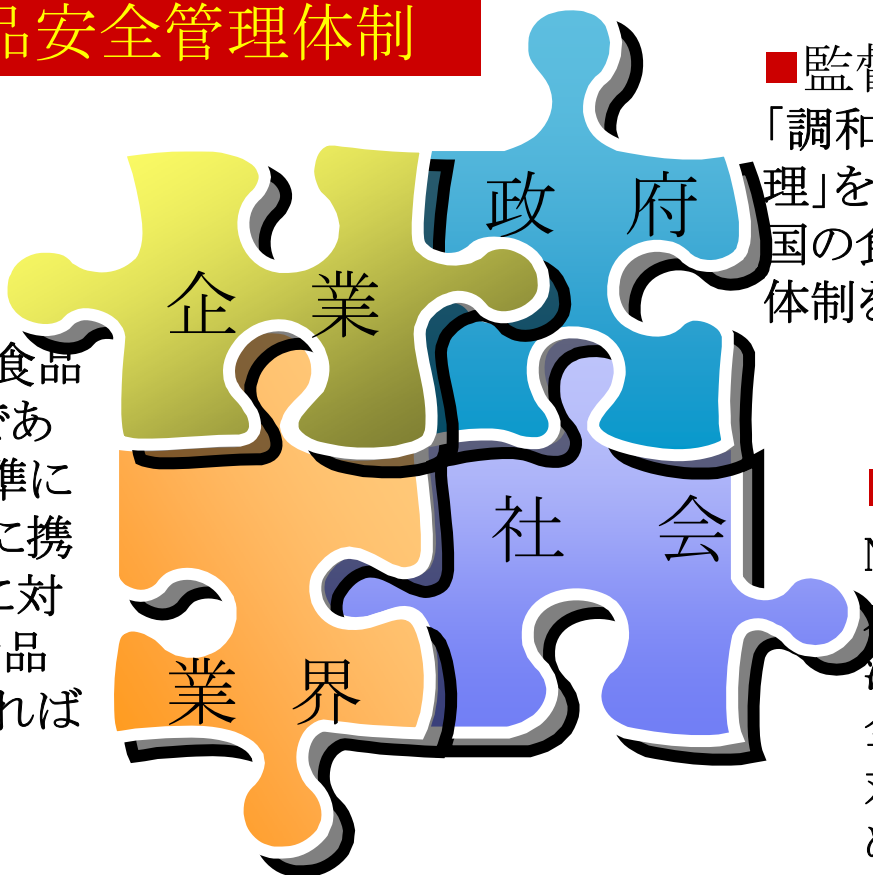
中国の食品安全管理体制

■ 最重要責任を担う
食品の製造・販売者は食品安全の最重要責任者である。法律法規および基準に則って製造・販売活動に携わり、社会および国民に対して責任を負うほか、食品の安全性を保証しなければならない。

■ 自律責任を担う
食品業界協会の自律性を強化し、法に則り、製造・販売の指導にあたる。信頼性を確立し、食品安全に関する知識の普及に努める。

■ 監督管理責任を担う
「調和と秩序のある段階別管理」を主な特徴とした現在の中国の食品安全段階別監督管理体制を構築する。

■ 監督責任を担う
NGOや民間団体、マスメディアによる公益宣伝活動を奨励し、食品安全法に違反する行為に対し、社会の監視を強める。



2. 食品安全法の主な内容



適用範囲

管理体制

主な制度

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

- リスク評価関連
 - 食品安全リスク評価制度。衛生部が中心となり、国家食品安全リスク評価専門委員会を立ち上げ、食品、食品添加物および食品関連製品における生物学・化学・物理学的危険性について、リスク評価を行う。
 - 食品安全リスク測定制度。食品由来の疾病、食品汚染および食品中の有害物質に対しリスク測定を行う。

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

■ 食品安全基準関連

- 食品安全基準の統一管理制度。国務院衛生行政部門が食品安全に関する国家基準の制定および公布に責任を負い、食品安全国家基準審査委員会が同基準の審査、および可決に責任を負う。現行で強制実施されている各種食品安全基準の整合作業を行い、食品安全国家基準に一本化して公布する。整合作業が完了するまでは、関連基準は有効のままとする。



主な制度

■ 食品安全基準関連

中国食品安全基準体系

- 国家基準 衛生部が制定および公布した強制基準。
- 地方基準 地方政府の衛生行政部門が制定。
- 企業基準 企業が自主的に制定。

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

■ 製造・販売関連

- 食品製造・販売許可制度。企業は法に則り、食品製造許可、食品流通許可、飲食サービス許可を取得しなければ、これらの活動に携わることはできない。国務院質量監督、工商管理および食品薬品監督管理部門が分掌して、食品製造、流通および飲食サービス許可の審査にあたる。



主な制度

■ 製造・販売関連

- 食品添加物製造許可制度。企業は法に則り、食品添加物製造許可を取得しなければ、その製造活動に携わることにはできない。国務院質量監督部門が食品添加物製造許可の審査にあたる。

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

- 製造・販売関連
 - 農業投入財の安全使用制度。県レベル以上の農業行政部門は、農業投入財の使用に関する管理および指導を強化し、健全な農業投入財の安全使用制度を確立しなければならない。
 - 食用農産物の生産記録制度。食用農産物の生産者は、基準および関連規定に則り、農業投入財を使用し、食用農産物の生産記録制度を確立しなければならない。

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

■ 製造・販売関連

- 製造・販売企業の食品安全制度
- 製造・販売企業の従業員の健康管理制度
- 入荷検査記録制度
- 食品出荷検査制度

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

■ 製造・販売関連

- 食品および食品添加物のラベル・説明書添付制度。予め包装された食品および食品添加物の包装上に、規定に基づいたラベル・マークをつけ、併せて説明書を添付しなければならない。
- 食品回収制度。食品製造・販売者は、その製造・販売する食品が、食品安全基準に適合しないことを発見した場合、製造・販売を直ちに停止し、市場に流通した食品を回収しなければならない。これに違反して回収しない場合は、県レベル以上の監督管理部門が回収を命じるものとする。

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

■ 食品検査関連

- 食品検査機関の資格認定制度。食品検査機関は、国家関連認証認可規定に則り、資格を取得しなければ、食品検査活動に携わることはできない。
- 食品検査機関および検査人の責任制度。食品検査機関だけでなく、検査人も発行した食品検査報告に対し、責任を負わなければならない。

2. 食品安全法の主な内容



主な制度

■ 事故処理監督管理関連

- 事故調査処理制度。国務院が国家食品安全事故に関する緊急対策マニュアルを制定し、衛生部門が重大な食品安全事故に関する調査および処理の調整にあたり、関連監督管理部門が各々その責任を負う。
- 国家食品安全情報開示制度。国務院衛生部門が重要情報を統一的に開示し、各監督管理部門が日常的な監督管理情報を開示する。
- 企業の信頼性証明制度。監督管理部門は食品製造・販売者の食品安全に関する信頼性証明制度を確立しなければならない。



立法背景と過程

食品安全法の主要内容

輸出入食品の安全監督管理



輸入食品の安全監督管理体系

中国政府は、リスク分析に基づき、国際慣例に見合う輸入食品の安全監督管理体系を確立するほか、輸入食品に対し、**入国前の許可、入国時の検査**および**入国後の監督管理**という3本柱で安全管理を実施する。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸入食品の安全監督管理体系

- 1 入国前の許可
- 2 入国時の検査
- 3 入国後の監督管理



中国における輸入食品の安全監督管理体系

1

入国前の許可

2

入国時の検査

3

入国後の監督管理

リスク分析
制度

- 特定の食品については、輸入前にリスク分析を行う必要がある。



リスク分析制度

食品安全法および動植物検疫法に基づき、次の製品を輸入する場合はリスク分析を行う必要がある。

- 肉類、野菜、果物などリスクの高い食品。
- 食品安全国家基準のない食品で、初めて輸入する食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種。
- 初めて輸入する特定保健機能食品。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸入食品の安全監督管理体系

1

入国前の許可

2

入国時の検査

3

入国後の監督管理

リスク分析
制度

- 特定の食品については、輸入前にリスク分析を行う必要がある。

衛生登録
制度

- 海外から中国へ輸出する食品メーカーは、衛生登録しなければ中国への輸出はできない。

検疫審査
制度

- 動植物由来のリスクの高い食品については、事前に輸入動植物検疫許可証を取得しなければ輸入できない。

海外輸出業
者登録制度

- 海外の食品輸出業者または代理業者は、出入国検査検疫部門に登録しなければならない。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸入食品の安全監督管理体系



通関検査 検疫制度

- 輸入食品は通関での検査検疫に通過しなければ輸入できない。

輸入食品 管理制度

- 輸入食品の年度管理計画を策定して管理を実施し、リスクを発見次第、対策を講じる。

リスク警告 通告制度

- 輸入不可食品に警告を与え、WEBサイトで公表のうえ、輸出国(または地域)に適時通告する。

ラベル明記 制度

- 輸入食品の包装には、中国語記載のラベルおよび説明書をし、審査に通過しなければ輸入できない。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸入食品の安全監督管理体系

1

入国前の許可

2

入国時の検査

3

入国後の監督管理

輸入食品および
販売記録制度

- 輸入業者は、真実に基づいた信頼性のある輸入および販売記録を行わなければならない。

輸入業者信頼
性記録制度

- 出入国検査検疫部門は、輸入業者の信頼性記録制度を確立し、かつ公表しなければならない。



輸入食品の安全監督管理体系

輸出食品の安全監督管理体系

「**予防に主眼を置いた、プロセス全体の管理**」という原則に基づき、「田畑での食品原料生産から工場での加工製造工程までの監督管理、および輸出前の抜き取り検査」という**プロセス全体**に対する輸出食品の品質安全管理体系を確立する。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸出食品の安全監督管理体系

1

食品原料の生産

2

食品の製造加工

3

輸出検査検疫

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸出食品の安全監督管理体系

1

食品原料の生産

2

食品の製造加工

3

輸出検査検疫

輸出食品原料栽培
養殖場の登録制度

- 輸出食品の原料に用いる栽培場または養殖場は出入国検査検疫機関に登録しなければならない。

輸出食品原料生産拠点
における疫病発生
状況監視測定制度

- 年度管理計画を策定して、輸出食品の原料生産拠点における疫病発生状況の監視測定を行う。

輸出食品原料生産拠点
における有害物質
監視測定制度

- 年度管理計画を策定して、輸出食品の原料生産拠点における有毒有害物質の監視測定を行う。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸出食品の安全監督管理体系



輸出食品メーカーの登録制度

- 輸出食品メーカーは届け出を必須とし、登録されたメーカーでなければ輸出はできない。

輸出食品メーカーの分類管理制度

- 輸出食品メーカーに分類管理を行い、信頼性記録制度を確立する。

輸出食品メーカーの安全管理責任制度

- 輸出食品メーカーは、原料の入荷検査および製品の出荷検査制度を含めた安全管理責任制度を確立しなければならない。

3. 輸出入食品の安全監督管理



中国における輸出食品の安全監督管理体系

1

食品原料の生産

2

食品の製造加工

3

輸出検査検疫

輸出食品抜き
取り検査制度

- 輸出食品に対し通関時に一定比率をもって抜き取り検査を実施する。

輸出メーカー
信頼性記録制度

- 輸出食品メーカーの信頼性記録制度を実施し、違反企業のリストを公表する。

リスク
警告制度

- 輸出食品の抜き取り検査で問題が見つかり次第、警告を与え、抜き取り検査の頻度を上げる。

履歴遡及およ
び回収制度

- 輸出企業は食品履歴の遡及システムを構築し、食品安全規定に見合わない食品が見つかり次第、自主的に回収しなければならない。



立法背景と過程

食品安全法の主要内容

輸出入食品の安全監督管理

食品安全法と日中の食品貿易

4. 食品安全法と日中の食品貿易



近年、中国は一貫して日本の**最大**の貿易相手国であり、日本は中国の**3番目**の貿易相手国である。

4. 食品安全法と日中食品貿易



2004-2008年における日中輸出入貿易額

金額単位:億ドル

	輸出入 総額	輸出額	輸入額	貿易 収支	総額前 年同期 比	輸出額 前年同 期比	輸入額 前年同 期比
2004年	1678.8	735.1	943.7	25.7	- 208.6	23.7	27.3
2005年	1844.4	839.9	1004.5	9.9	- 164.6	14.3	6.5
2006年	2073.6	916.4	1157.2	12.5	- 240.8	9.1	15.2
2007年	2360.3	1020.7	1339.5	23.5	- 318.8	25.7	20.8
2008年	2667.9	1161.4	1506.5	13.0	- 345.1	13.8	12.5

4. 食品安全法と日中食品貿易



2004-2008年における日中食品農産物輸出入貿易額

金額単位:億ドル

	輸出入 総額	輸出額	輸入額	総額前年 同期比	輸出額前 年同期比	輸入額前 年同期比
2004年	76.8	73.9	2.90			
2005年	82.8	79.3	3.50	7.8	7.2	20.8
2006年	86.2	82.1	4.10	4.1	3.6	15.5
2007年	87.4	83.5	3.90	1.4	1.7	-4.0
2008年	80.9	78.0	3.90	-7.4	-7.8	-1.3
2009年	58.30	55.7	2.6	0.5	0.6	0
平均値				2.76	1.06	6.2

4. 食品安全法と日中食品貿易



日本の厚生労働省の統計によると、2004-2008年における中国の対日輸出食品の合格率はそれぞれ99.40%、99.56%、99.42%、99.59%、99.71%となっている。一貫して**99.4%**以上を維持しており、同じ期間における対日主要輸出国(または地域)の合格率を上回っている。

4. 食品安全法と日中の食品貿易



2007年日本厚生労働省輸入食品検査状況

輸出国/地域	総ロット数	抜取検査回数	不合格ロット数	合格率	抜取検査率
中国 China	537,858	91,934	376	99.59%	17.09%
欧州連合(27カ国) EU	344,823	14,718	87	99.41%	4.27%
米国 USA	202,255	18,929	117	99.38%	9.36%
タイ Thailand	116,592	16,507	113	99.32%	14.16%
韓国 Korea	91,377	8,083	37	99.54%	8.85%
オーストラリア Australia	68,538	1,934	14	99.28%	2.82%
ベトナム Viet Nam	34,143	14,245	138	99.03%	
カナダ Canada	30,836	2,192	5	99.77%	
インドネシア Indonesia	29,531	6,055	34	99.44%	
ブラジル Brazil	29,040	1,751	18	98.97%	
合計 Total	1,797,086	198,542	1,150	99.42%	11.05%
合計(中国を除く)	1,259,228	106,608	774	99.27%	8.47%

4. 食品安全法と日中の食品貿易



中国国家品質検査総局の統計によると、2007～2009年の中国における日本からの輸入食品の合格率はそれぞれ99.38%、99.31%、90.63%である。

4. 食品安全法と日中の食品貿易



日中両国政府、食品産業界、業界組織、消費者、幅広いメディアが、科学的根拠のある公正、かつ責任ある対応で協力を強め、発奮努力し、互いを評価し、思いやり、尊重し、信頼し合うことができれば、日中両国の食品の安全を必ず保障することができる。その結果、日中の食品貿易を健全に発展させ、日中両国民が豊富な、健康で安全な食品を享受できるようになり、両国民の友情を深め、今後も友好的であり続けるために、さらなる大きな貢献を果たすことができるであろう。

Thank You !

linwei@aqsiq.gov.cn



中华人民共和国质量监督检验检疫总局
The General Administration for Quality Supervision, Inspection
and Quarantine of The People's Republic of China